

1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、設定する3つの圏域区分への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域、④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

2. 圏域ごとの感染状況と対応例

圏域ごとの感染状況の区分		対応例		
区分	一例	県民の方の圏域内の外出	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
（緑）感染未確認圏域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○実施（別紙）	○開館
（黄）新規感染者が限定的な圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○状況に応じ、実施（規模縮小を含む）	○状況に応じ、開館（入場制限などの利用制限）
（赤）感染状況が厳しい圏域	・新規感染者の増加（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染集団（クラスター）の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延期	○原則、閉館又は利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

3. 全県下の感染状況と対応例

県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は直近1週間の新規感染者28人（人口10万人あたり2.5人）以前）。

3-1 感染拡大緊急警報

緊急事態宣言の発出段階にはないが、特定の圏域において感染が続発する場合等に発令し、最大級の警戒をもって徹底的な封じ込めのための措置を実施する。

感染状況	対応例
感染拡大の場合 特定圏域における ・新規感染者の急増（直近1週間） ・濃厚接触者等の急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・クラスターの発生	・積極的疫学調査（徹底的なPCR検査） ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動変容のお願い

3-2 緊急事態宣言

感染状況	対応例
更なる感染拡大の場合 県全域における ・新規感染者の急増（直近1週間） ・感染経路不明の例の急増（直近1週間） ・クラスターの続発 ・入院病床稼働率の逼迫 等（※4）	県独自の緊急事態宣言を発出し、圏域区分（赤）の対応及びその他の必要な対応を県下全域で実施

4. 警報レベル

(1) 県内について

表示	警報発表目安	対応例
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル0 (持続的な警戒) </div>	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない（全ての圏域が（緑）圏域）	県全域において、（緑）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル1 (警報) </div>	新規感染者が一定に収まっている（（黄）圏域が2つまで）	圏域ごとに、（緑）圏域の対応、（黄）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル2 (特別警報) </div>	①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発（直近1週間）、②感染集団（クラスター）の発生（（黄）圏域が3つ以上、または（赤）圏域が1つ）	圏域ごとに、（緑）圏域の対応（ただし、他圏域での感染防止に注意）、（黄）圏域の対応、（赤）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル3 (感染拡大緊急警報) </div>	特定の圏域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増（直近1週間）、②クラスターの発生	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査（徹底的なPCR検査） ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動変容のお願い
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル4 (緊急事態宣言) </div>	県全域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増（直近1週間）、②クラスターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	（赤）圏域の対応及びその他の必要な対応

※警報レベルは県庁ホームページのトップページで、圏域毎の感染状況は県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策特設サイト）にて表示する。

(2) 県外について

- ①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請
 - ②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請
- ※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

5. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。
- ・県民に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

6 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

7. 適用

令和2年8月31日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2月10月 日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。